

戦前期沖縄県の令達・令規の類型とその変遷について

青嶋 敏

地域社会システム講座

Types and Their Transitions of Administrative Orders and Notices Issued by Okinawa Prefecture before the Second World War

Satoshi AOSHIMA

Department of Regional and Social Systems, Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

一 はじめに

筆者はこれまでに、沖縄における近代法の形成・展開とその構造の研究のための基礎的作業として沖縄県が戦前期に公布または発令した令達ないし令規（以下「令達」という。）に関する情報を収集・整理する作業を行ってきた⁽¹⁾。本稿は、この戦前期沖縄県の令達に関する研究の一環として、戦前期沖縄県の令達にはどのような類型ないし種別（以下「令達類型」という。）が存在したか、またそれらがどのように変遷したかを考察することを目的とする⁽²⁾。さらに、本稿では、この戦前期沖縄県の令達と中央政府が公布・発令した法令や沖縄県の下級行政機関が独自に制定・発出した令達との重層性についても補論的に言及してみたい。

なお、戦前期沖縄県の令達類型とその変遷の考察にあたっては、主として沖縄県の令達自体が令達類型をどのように定めていたかに着目して検討するが、令達類型を定めていた令達自体の存在を確認できていないものが少なからずあるため、本稿における考察は現時点で確認・入手できた令達に基づく限りでの暫定的な考察であることをあらかじめお断りしておきたい。

二 戦前期沖縄県の令達の類型とその変遷

(1) 沖縄県設置当初の令達類型

明治12年4月4日太政官布告第14号⁽³⁾によって琉球藩が廃止されて沖縄県が設置された。この沖縄県設置時点での令達類型に関して定めた令達は現時点では確認できていないが、明治13年9月28日達丙第49号⁽⁴⁾は「今般庁則別冊之通改正候条此旨相達候事」と定めており、既に沖縄県庁の庁則が存在したことがわかる。さらに明治15年6月3日達丙第48号⁽⁵⁾は、「明治十四年三月丙第二拾二号達庁則中達番号書式丙号ノ次へ左ノ通増加候条此旨相達候事」とし、「一時ノ告示ニ止ル分」として「告示」

という令達類型を追加している。これによれば、明治14年3月達丙第22号として「庁則」が定められていたこと、この「庁則」中に「達番号書式」が定められていたこと、この「達番号書式」が明治15年達丙第48号により一部改正され「丙号」達の次に「告示」が追加されたことがわかる。このように明治14年達丙第22号「庁則」中には令達類型の定めが置かれていたことがわかるが、その庁則そのものは現時点では確認できていない。

試みに、沖縄県知事官房文書係によって編纂され明治39年に刊行された『沖縄県令達類纂〔初版〕』（以下「明治39年版『令達類纂』」という。）に収録された、明治12年に沖縄県が公布・発令した令達の類型を拾ってみると、「達甲」、「達乙」、「達丙」、「達丁」、「番外」の5類型を確認することができる⁽⁶⁾。これらの令達類型うち、「達乙」、「達丙」、「達丁」はその結文（すなわち令達の文末）が「此旨相達候事」と表記されたのに対して、「達甲」はその結文が「此旨布達候事」または「右布達候事」と表記されたことから、後者は後に「布達甲」と表現されるようになった⁽⁷⁾。

ちなみに、【表1】に示したように、沖縄県が編纂した『明治十三年沖縄県統計概表』（沖縄県、明治15年発行）には、明治13年に沖縄県が発出した「文書」として、「甲号達」、「乙号達」、「丙号達」、「番外達」、「指令」という5種類の令達が掲載されているが⁽⁸⁾、「達丁」に相当する「丁号達」は掲載されていない。

(2) 明治16年達丙第1号「各課職制事務章程並庁則」中の「達番号書式」による令達類型

明治16年1月4日達丙第1号⁽⁹⁾によって「各課職制事務章程並庁則」が全面改正された。【表2】に示したように、この達の「達番号書式」⁽¹⁰⁾中には、「甲号〔布達〕」、「乙号〔達〕」、「丙号〔達〕」、「丁号〔達〕」、「番外〔達〕」、「告〔示〕」、「沖縄県何課報告」という7種類の令達の「書式」例が列挙されている。令達類型の説明と令達の宛先

の表示、さらに結文例の違いから、「甲号〔布達〕」から「丁号〔達〕」までの区分の趣旨を理解することができる。すなわち、「人民直達」の必要のある令達を「甲号」、役所、村役場等に対する令達で「施政上ニ属スル」ものを「乙号」、沖縄県庁の内部組織である課署掛に対する令達や、役所、村役場等に対する令達のうち「施政上ニ属スル」ものでないものを「丙号」、「一部或ハ二三部ニ達スルモノ」を「丁号」、「諭達」を「番外」としている。参考までに、『沖縄県日誌』⁽¹¹⁾に収録されている明治13年5月から16年6月までの沖縄県令達（ただし、欠落している月があるためこの期間のすべての令達ではない。）の年次別・類型別件数を【表3】に示した。

(3) 明治19年県令丙第1号「沖縄県庁則」附録第11式「県令文例」による令達類型

明治19年9月7日県令丙第1号「沖縄県庁則」⁽¹²⁾は、第48条において「県令式並官庁ニ上申伺届及往復スル結文ノ文例等ハ附録第十一式ノ如シ」と定めている。そして、【表4】に示したように、この附録第11式の「県令文例」には、「県令式」に関するものとして、「県令甲号」、「県令乙号」、「県令丙号」、「県令丁号」、「訓令」、「訓示」、「諭達」、「告示」、「正誤」、「報告」という10種類の令達とその結文例が列挙されている。この時点で、沖縄県の主要な令達類型が、甲号布達〔布達甲〕や乙号達ないし丁号達から、県令⁽¹³⁾と訓令に変更された。県令は甲乙丙丁に4区分され、甲号は「全管内一般ニ周知セシムル者」、乙号は「各役所連帯ニ達スル者」、丙号は「各部連帯ニ達スル者」、丁号は「一部若クハ一課乃至一役所等ノ一部分ニ達スル者」とされ、また訓令は「内達若クハ一事件ノ処分方等ヲ達スル者」とされた。

その後、明治19年12月11日県令丙第17号⁽¹⁴⁾により、明治19年県令丙第1号「沖縄県庁則」の附録第11式中第5項（訓令）が一部改正されて「内達若クハ」の五字が削除された。さらに、附録第11式中に新たに「内訓」と「達」の2種類の令達が追加された。この一部改正に関連する令達類型を表示すると【表5】のとおりである。この一部改正により、従来「訓令」として発令していたもののうち「内達」すなわち機密性の高いものを新たに「内訓」としたこと、明治19年改正前の主たる令達類型であった「達」が「官吏一般ニ関スル件即チ儀式等ヲ達スルモノ」として復活したことがわかる。

ただし、明治39年版『令達類纂』に収録されている令達の公布・発令年次別、類型別の件数を表示した【表6】および沖縄県知事官房文書係編『沖縄県令達類纂〔改訂増補版〕』（帝国地方行政学会出版部、明治44年）（以下「明治44年版『令達類纂』」という。）に収録されている令達の公布・発令年次別、類型別の件数を表示した【表7】によれば、明治20年～25年の間に「達甲」および「達乙」が、明治21年～23年の間に「達丙」が、明治20年と22年に「達丁」が再び登場し、さらに明治23年には「達戊」、

明治21年～23年の間には「達己」という令達類型が新たに登場する。これらの令達類型の結文はもはや「此旨布達候事」あるいは「此旨相達候事」という表現を採っていない。これらの令達類型における甲乙丙丁戊己の区分の根拠となる令達は現時点では不明である。

さらに、【表6】および【表7】によれば、明治25年を境にして「県令甲号」、「県令乙号」、「県令丁号」が登場しなくなる。この時点で県令の甲乙丙丁の区分は廃止されたものと推定されるが、その根拠となる令達も現時点では不明である。

(4) 明治38年訓令甲第22号、明治40年訓令乙第27号、同年訓令乙第28号について

【表6】によれば、明治39年版『令達類纂』では、明治35年から「訓令甲」と「訓令乙」とが登場する。しかし、明治35年当時の令達類型に関する令達自体を、現時点では確認できていない。

また、明治39年版『令達類纂』に収録されている明治38年5月17日訓令甲第22号「処務細則」の制定文は、「本県処務細則別冊ノ通り定ム／従前ノ令達通牒ニシテ本令ニ抵触スルモノハ之ヲ廃止ス」⁽¹⁵⁾（／は改行。以下同じ。）と定めている。しかし、同書ではこの「処務細則」の条文テキストを記載した「別冊」は省略されており、現時点では他にこの別冊の内容を確認できる資料は見当たらない。

さらに、明治44年版『令達類纂』に収録されている明治44年4月10日訓令乙第70号「沖縄県庁処務細則」の制定文は、「本庁処務細則別紙ノ通改正シ明治四十四年四月二十五日ヨリ之ヲ施行ス／明治三十五年沖縄県訓令乙第五十七号四十年沖縄県訓令乙第二十七号同第二十八号ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス」⁽¹⁶⁾と定めている。この制定文の後段に出てくる令達のうち、明治35年〔7月18日〕訓令乙第57号⁽¹⁷⁾は「文書編纂及保存規程」であり、この規程には令達類型についての定めはない。他方、明治40年訓令乙第27号および同年訓令乙第28号の条文テキストは、現時点では確認できていない。

しかしながら、上記の明治38年訓令甲第22号および明治40年訓令乙第27号もしくは同年訓令乙第28号には、当時の沖縄県の令達類型が規定されていたと推定される。その内容は、【表7】によれば、明治44年版『令達類纂』に収録されている明治39年から明治43年までに公布・発令された令達の類型が、「県令」、「告示」、「諭告」、「訓令（甲、乙）」、「内訓」および「達」の7類型であることからみて、次項で触れる明治44年訓令乙第70号「沖縄県庁処務細則」による令達類型とほぼ同一であったと考えられる。

(5) 明治44年訓令乙第70号「沖縄県庁処務細則」による令達類型

前述した明治44年4月10日訓令乙第70号「沖縄県庁処務細則」の第51条は、「公文ノ種類左ノ如シ」として、第

1号から第8号までに、「県令」、「告示」、「諭告」、「訓令（甲・乙）」、「内訓」、「庁達」、「達」、「指令」という8類型の「公文」を列挙し、さらに、第52条は、これら8類型の「公文」について「公文ノ文例」を列挙している⁽¹⁸⁾。これを表示すると、【表8】のとおりである。この明治44年訓令乙第70号によれば、県令については甲ないし丁の区分が廃止されたこと、訓令については「沖縄県公報」⁽¹⁹⁾への掲載の有無によって「公報ニ掲載スル」訓令甲と「公報ニ掲載セサル」訓令乙とに区分されたこと、「庁中一般又ハ一部分ニ命令スルモノ」として新たに「庁達」という類型が設けられたことがわかる。

(6) 大正13年訓令乙第8号「公文書式文例」による令達類型

沖縄県が編纂した加除式の令規集である『加除自在現行沖縄県令規全集』（昭和4年再版台本）の「国立国会図書館所蔵本」に収録されている大正13年1月22日訓令乙第8号「公文書式文例」（昭和14年8月訓令乙第110号による改正後のもの）の第1条は、「本県令達種類左ノ如シ」として、第1号から第10号までに「県令」、「条例」、「規則」、「告示」、「諭告」、「訓令（甲・乙）」、「内訓」、「庁達」、「達」、「指令」という10類型の令達を列挙し、さらに第2条は、これら10類型の令達について「公文ノ文例」を示している⁽²⁰⁾。これを表示すると【表9】のとおりである。ここでは、明治44年訓令乙第70号所定の8類型のほか「条例」と「規則」という新たな令達類型が追加されているが、これは明治32年3月16日法律第64号「府県制」が昭和4年4月15日法律第55号により一部改正され、府県の自治立法権としての府県条例・府県規則の制定権が明文化された（府県制第3条ノ2、第41条第1項）ことに対応していると思われる（ちなみに、沖縄県では大正9年4月1日に府県制特例が撤廃され、府県制が全面施行された）。

なお、これ以降、戦前期には、おそらく沖縄県の令達類型の改正は行われていないと推定される⁽²¹⁾。

(7) 小括

以上の検討から、戦前期沖縄県の主たる令達類型は、①明治12年時点では「達甲〔布達甲〕」、「達乙」、「達丙」、「達丁」、「番外」の5類型であること、②明治16年時点では「甲号〔布達〕」、「乙号〔達〕」、「丙号〔達〕」、「丁号〔達〕」、「番外〔達〕」、「告〔示〕」、「沖縄県何課報告」の7類型であること、③明治19年時点では、当初「県令甲号」、「県令乙号」、「県令丙号」、「県令丁号」、「訓令」、「訓示」、「諭達」、「告示」、「正誤」、「報告」の10類型であり、その後「内訓」と「達」が追加され12類型となったこと、④明治25年頃「県令甲号」、「県令乙号」、「県令丙号」、「県令丁号」の区分が廃止されたこと、⑤明治35年頃「訓令」が「訓令甲」と「訓令乙」に区分されたこと、⑥明治44年時点では「県令」、「告示」、「諭告」、「訓令（甲・乙）」、「内訓」、「庁達」、「達」、「指令」の8類型であること、⑦

昭和4年頃「県令」、「告示」、「諭告」、「訓令（甲・乙）」、「内訓」、「庁達」、「達」、「指令」の8類型に「条例」、「規則」が加わり10類型となったこと、⑧以後、戦前期には令達類型の変更はないと推定されること⁽²²⁾、が明らかとなった。

三 戦前期沖縄県の令達と他の法令・令達との重層性

ところで、以上で検討してきた戦前期沖縄県の令達は、一方で中央政府が公布・発令した法令との間で、他方で沖縄県の間切・島、役所、郡・区、市町村などの下級行政機関が独自に制定・発出した令達との間で、重層的な関係を形成していた（さらに、いわゆる「旧慣温存期」には以上の法令・令達と沖縄の旧慣＝固有法との重層的な関係が形成されていたことになる）。沖縄近代法の構造とその歴史的な性格をより一層深く考察するためには、中央政府の法令との関係の検討とともに、沖縄県の下級行政機関が制定・発出した令達との関係の検討が必要であると思われる。そして、そのための前提的な作業として、沖縄県の下級行政機関の令達を収集・整理する作業が不可欠となる。しかし、戦前期沖縄県の下級行政機関の令達資料は、戦前期沖縄県の令達資料以上に残存しているものが少なく、上記作業には資料上の制約が大きいと思われる。そこでこれらの作業と検討は他の機会に譲ることにして、ここでは、こうした下級行政機関の令達の存在を示す若干の沖縄県の令達の規定を提示することに止めたい。

(1) 役所の命令・諸達について

まず、「役所」の命令・諸達に関する令達に触れておこう。ここで、「役所」とは、明治12年ないし13年に設置され明治29年まで存在した、首里・那覇（当初は親見世役所）・国頭・中頭・島尻・宮古島・八重山島・伊平屋島・久米島の9役所のことである⁽²³⁾。

明治19年10月20日沖縄県訓令第6号は、沖縄県知事から役所に宛てた令達であるが、「今般県令第十九号ヲ以テ役所職制々定候ニ就テハ其役所ニ於テ処理スヘキ事務取扱ノ順序手續及部内ニ対スル命令若クハ諸達ノ文例等ハ専ラ簡便ヲ旨トシ適宜庶務ハ細則ヲ設ケ施行候儀ト心得ヘシ／但施行ノ上ハ該細則ヲ添ヘ届出ヘシ」⁽²⁴⁾と命じている。この令達によって、役所が「部内ニ対スル命令若クハ諸達」を发出していたことがわかる。ちなみに、八重山島役所『自明治十九年至全廿五年 役所達』（琉球大学附属図書館所蔵複製本「八重山島資料57」）所収「役所事務章程更正ノ儀」（明治24年7月29日丙第5号）の添付文書「宮古嶋役所處務規程」（年月日不詳）は、第五号式「結文例」中で「管内下達」として「甲第 号」、「乙第 号」、「丙第 号」、「告第 号」という4類型を列挙し、これらの令達の趣旨説明と結文例を示している（【表10】参照）。

(2) 郡令・区令・島庁令、区条例・区規則について

つぎに、郡令や区条例について触れてみよう。明治29年4月1日に、同年3月7日勅令第13号「沖縄県ノ郡編成ニ関スル件」が施行され、島尻、中頭、国頭、宮古、八重山の5郡が設置され、前3者には郡役所・郡長、後2者には島庁・島司が設置された。そして、郡長・島司には、「地方官官制」(明治26年10月31日勅令第162号)によって「法律命令ニ依リ若クハ知事ヨリ委任セラレタル事件ニ付」郡令・島庁令を発する権限が与えられた(第44条、第52条)。

明治29年4月1日にはさらに、同年3月7日勅令第19号「沖縄県区制」が施行され、首里と那覇に区制が施行された。そして、明治29年3月7日勅令第14号「沖縄県郡区職員及島庁職員ニ関スル件」によって、「地方官官制中郡長ニ関スル規程ハ区長ニ適用」すると規定されたので(第4条)、区長は区令を発する権限を有することになった。

こうした地方制度改正に伴い、沖縄県の令達において郡・区令や島庁令等に関する規定が定められた。たとえば、明治29年3月24日県令第7号「郡区令及島庁令ノ公布式」は「郡区令及ヒ島庁令ハ郡区役所島庁番所蔵元ノ掲示場ニ掲示スルヲ以テ公布式ト定ム」⁽²⁵⁾と規定した。その後、明治41年3月31日県令第26号「沖縄県公文令」(同年4月1日施行)第3条は、「島庁令及郡令ハ島庁郡役所町村役場ノ掲示場ニ掲示シテ之ヲ公布ス」⁽²⁶⁾と定めた。さらに、明治44年3月30日県令第15号「沖縄県公文公布方法」(同年4月1日施行)の第2条は、「島庁令及郡令ハ島庁郡役所町村役場ノ掲示場ニ掲示シテ之ヲ公布ス」⁽²⁷⁾と定めた。他方、明治29年4月1日訓令第62号「区ノ事務報告例」の第1条は、「其生シタル即日報告スヘ」き事項として16項目を列挙し、その第1号に「区条例及区規則ノ発行」を掲げている⁽²⁸⁾。

(3) 間切・島の諸規定について

最後に、間切・島の諸規定に関する令達に触れることにしよう。明治30年4月1日に、同年3月31日勅令第56号「沖縄県間切島吏員規程」が施行され、また明治32年1月1日に、明治31年12月22日勅令第352号「沖縄県間切島規程」が施行された。これらの勅令の施行にともない制定された、明治31年2月3日沖縄県訓令第21号「間切島事務報告例」の第4条は、「間切、島ノ事務ニシテ報告ヲ要スル事項」中の「即報」として「間切、島役場内ノ諸規定」を挙げている⁽²⁹⁾。また、明治33年9月27日沖縄県訓令第91号「間切島役場ニ供用スヘキ帳簿規程準則」の第1条は、「間切島役場ニ供用スヘキ帳簿」の種類として「間切、島告示公告ニ関スル書類」、「間切、島諸規定」を掲げている⁽³⁰⁾。

(4) 小活

以上で取り上げた役所の命令・諸達、郡令・区令・島庁令、区条例・区規則、間切・島の諸規定のほか、明

治41年4月1日に沖縄県に施行された「沖縄県及島嶼町村制」(明治40年3月16日勅令第46号)のもとでの沖縄県の町村や、大正10年5月に沖縄県に適用された「市制」(明治44年4月7日法律第68号)および「町村制」(明治44年6月7日法律第69号)のもとでの沖縄県の市町村にも独自に制定・発出した令達が存在していた。しかし、これらの令達に関する資料の残存状況についても、従来十分に検討されていないように思われる。ここでも、まず、これらの令達資料の探求自体が課題となる⁽³¹⁾。

四 おわりに

以上、本稿では、戦前期沖縄県の令達類型とその変遷について検討するとともに、戦前期沖縄県の令達と他の法令・令達との重層性についても言及してきたが、若干の残された課題に触れて締め括りしよう。

本稿で取り上げた戦前期沖縄県の令達には、その制定権限の違いによって法的性質の異なるものが存在していたと考えられる。しかし、本稿ではこうした令達の法的性質の違いに着目した検討は行うことができなかった。また、本稿での検討には、資料面での残された課題も多い。たとえば、既述のように、沖縄県設置当初の令達類型についてはその根拠となる令達が不明であり、明治39年版『令達類纂』および明治44年版『令達類纂』において、明治20年～25年の間に再登場する「達甲」、「達乙」、「達丙」、「達丁」や、明治21年～23年の間に登場する「達戊」、「達己」という令達類型についても、その根拠となる令達が不明である。さらに、本稿では沖縄県の内部機関が独自に制定・発出した令達(たとえば、警察署内部で発令されたものとして「警訓令」、「警告達」、「警指示」という令達類型⁽³²⁾がある。)について全く論及することができなかった。

これらの課題の検討については他日を期すことにしたい。

注

- (1) 筆者によるこれらの研究については、青嶋敏「『沖縄県物産検査関係例規』とその沖縄県関係の収録令規について」(『社会科学論集』50号、2012年)78～79頁の注(1)ないし注(3)参照。
- (2) 管見の限り戦前期沖縄県の令達類型とその変遷についての先行研究は見当たらないが、輝広志「沖縄県庁の『文書管理』に関する基礎的考察——『県令時代』を中心に——」(『立正史学』107号、2010年)149～181頁は、明治19年以前の沖縄県における文書管理との関連で令達類型について言及している。他府県については、小暮隆志「群馬県における明治期行政文書の作成と施行——令達および文書事務関係規程にみる——」(『双文』2号、1985年)44～47頁および61～65頁が、群馬県の明治期における令達類型とその変遷および「公文例」について検討している。なお、岩谷十郎「明治日本の法解釈と法律家」(慶応義塾大学出版会、2012年)3～43頁は、明治前期の中央政府の法令の形式ないし種別について考察している。
- (3) 内閣官報局編・原書房復刻版『法令全書』第十二巻ノ一(明

- 治12年) 46頁。ただし沖縄県内では、これに先立つ明治12年3月27日に、布達甲第1号「沖縄県新設ノ件」および番外第1号「廃藩置県ニ関シ一般民衆へ施政ノ大略告諭」が発出された(明治39年版『令達類纂』上巻39~40頁)。なお以下では、紙幅の都合で、『法令全書』の参照に関する注は省略する。
- (4) 琉球政府編『沖縄県史第11巻資料編1上杉県令関係日誌』(琉球政府、1965年)所収「沖縄県日誌」245頁。ただし、「別冊」の序則自体は省略されている。
- (5) 那覇市歴史博物館所蔵『自明治十五年至二十一年 庁中諸回議並庁則ニ関スル部』(横内家文書)(以下「『庁中諸回議並庁則』」)として引用)所収。
- (6) 青嶋敏編『戦前期沖縄県令達令規目録——令達集・令規集収録編(暫定版)——』(2009年)1~2頁参照。
- (7) 沖縄県編『加除自在現行沖縄県令規全集』(帝国地方行政学会、昭和4年再版台本)や帝国地方行政学会編『沖縄県警察法規類典』(帝国地方行政学会、昭和10年)では、「布達甲」と表記している。
- (8) この『統計概表』における文書件数については、既に輝前掲論文178頁の表3-Aによって紹介されている。
- (9) 沖縄県沖縄史料編集所編『沖縄県史料近代3尾崎三良岩村通俊沖縄関係資料』(沖縄県教員委員会、1980年)所収「沖縄県下甲乙丙丁号達」345~360頁。なお、この明治16年達丙第1号は、前掲「沖縄県日誌」659頁にも「各課職制事務章程並庁則改定」として登場するが、条文自体は掲載されていない。
- (10) 同上「沖縄県下甲乙丙丁号達」358~359頁。
- (11) 琉球政府編、前掲『沖縄県史第11巻 資料編1』93~716頁に翻刻されている。
- (12) 前掲『庁中諸回議並庁則』所収。
- (13) この時期に府県の令達類型として府令、県令という名称が全国的に採用されたが、これは、明治19年7月20日勅令第54号「地方官官制」の制定・施行により、地方行政官庁(府県の行政長官)としての府令・県令が府知事・県知事という呼称に変更されたことに関連があると思われる。
- (14) 前掲『庁中諸回議並庁則』所収。
- (15) 明治39年版『令達類纂』上巻20頁。
- (16) 明治44年版『令達類纂』第一類37頁。
- (17) 明治39年版『令達類纂』上巻20~22頁。ただし、「様式及ヒ文書種目」は省略されている。
- (18) 明治44年版『令達類纂』第一類56~57頁。
- (19) 明治32年3月31日告示第17号「県公報ニ令達掲載方」は、「本県令達ハ従来明治二十六年県令第三十九号ニ依リ琉球新報欄内ニ掲載セシ処明治三十二年四月一日ヨリ同報附録又ハ号外トシテ発刊スル沖縄県公報ニ掲載ス」(明治39年版『令達類纂』下巻610頁)と定めており、明治32年4月1日より「沖縄県公報」が発行された。
- (20) 沖縄県編、前掲『加除自在現行沖縄県令規全集』の「国立国会図書館所蔵本」(最終追録第173号、内容現在昭和15年1月1日)第一類2ノ4頁。
- (21) 管見によれば、残存する『加除自在現行沖縄県令規全集』のうち最新の追録加除が行われている「沖縄県議会図書館所蔵本(帝国地方行政学会寄贈本)」(最終追録第216号、内容現在昭和19年7月10日、第一綴りのみ)第一類2ノ3~2ノ6頁に収録されている大正13年訓令乙第8号「公文書式文例」(最終改正昭和14年8月訓令乙第110号)は、前掲「国立国会図書館所蔵本」第一類2ノ3~2ノ6頁収録のそれと同文である。
- (22) 沖縄県の現行の「規規文書」は、昭和47年12月11日訓令第41号「公文例規程」によって定められている(沖縄県総務私学課編『沖縄県法規集第1巻』[第一法規出版]第3編行政通則269~270頁参照)。
- (23) 明治12年9月25日達乙第18号(明治39年版『令達類纂』上巻41頁)によって親見世役所が、明治12年9月30日布達甲第9号(同書上巻42頁)によって首里役所が、明治13年6月23日布達甲第57号(同書上巻42頁)によって島尻、中頭、国頭、宮古島、八重山島、久米島役所が開設された。また、明治14年12月27日布達甲第129号(同書上巻43頁)によって伊平屋島役所が廃止された。
- (24) 前掲『庁中諸回議並庁則』所収。なお、明治19年県令甲第19号「役所職制」の条文は現時点では確認できていない。
- (25) 明治39年版『令達類纂』下巻609頁。
- (26) 那覇市歴史博物館所蔵『沖縄県町村諸規程』(横内家文書)233頁。
- (27) 明治44年版『令達類纂』第一類4頁。なお、同県令の附則第1項によって、明治41年県令第26号「沖縄県公文令」が廃止された。
- (28) 明治39年版『令達類纂』上巻54頁。なお、同書本文では発令年を明治31年としているが、正しくは同書目次に表記されているように明治29年であると考えられる。
- (29) 明治39年版『令達類纂』上巻75頁。なお、同訓令によって、明治26年2月訓令第26号が廃止された。
- (30) 明治39年版『令達類纂』上巻89頁。
- (31) この種の令達資料として、①八重山島役所『自明治十九年至全廿五年 役所達』(琉球大学附属図書館所蔵複製本〔八重山島資料57〕、法政大学沖縄文化研究所所蔵喜舎場コレクション複製本、史料編集班所蔵複製本)、②八重山島庁『庶務例規第一号』(沖縄県公文書館所蔵)、③波照間村事務所『島庁通達綴 明治35年~37年』(波照間公民館所蔵、史料編集班所蔵複製本、『竹富町史第十巻資料編近代5波照間島近代資料集』〔竹富町役場、2009年〕に「自明治三五年一月 至明治三七年一二月 島庁通達綴 波照間村事務所」〔登野原武翻刻〕として収録)、④城辺村『県島庁公達並島庁告示 明治41年~大正5年』(城辺町役場所蔵、史料編集班所蔵複製本)、⑤那覇市総務部総務課編『那覇市例規集 全』(那覇市役所、昭和11年発行、琉球大学附属図書館所蔵、那覇市歴史博物館所蔵複製本、史料編集班所蔵複製本、浦添市立図書館所蔵複製本、沖縄国際大学図書館所蔵複製本)、などの存在が知られている。
- (32) 『明治廿四年沖縄県警察統計表』(沖縄県警察部、明治27年発行)所収「警察略誌」や『明治廿五年沖縄県警察統計表』(沖縄県警察部、明治26年発行)所収「警察略誌」の中に登場する令達類型である。なお、明治31年8月9日訓令第108号「警察署警察分署処務規程」は、第27条で「示達文例」について、第28条で「指令文例」について規定している(明治39年版『令達類纂』下巻19頁)。

〔付記〕

本稿は、2009~2012年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(A)「沖縄近代法の構造とその歴史的性格」(研究課題番号21243002、研究代表者沖縄大学教授田里修)による研究成果の一部であり、復帰40年沖縄国際シンポジウム「これまでの沖縄学 これからの沖縄学」(主催:沖縄文化協会、沖縄研究大学連合)における口頭報告(2012年3月30日)のための原稿に加筆したものである。

(2012年9月18日受理)

【表1】 沖縄県の令達の類型別件数（明治13年）

年次	甲号達	乙号達	丙号達	番外達	指令	備考
明治13年	113	166	64	73	928	合計1334件

資料：国立国会図書館所蔵「明治十三年沖縄県統計概表」（沖縄県、明治15年）176葉所収の「文書」の表による。

注：備考欄は筆者が付加した。

【表2】 明治16年達丙第1号「各課職制事務章程並行則」中の「達番号書式」による令達類型

令達類型	令達類型の説明	宛先	結文例
甲第号	人民直達ノ分		何……此旨布達候事
乙第号	施政上ニ属スル分	役所、村役場、番所、蔵元	何……此旨相達候事
丙第号		課署掛、役所、村役場、番所	何……此旨相達候事
丁第号	一部或ハ二三部ニ達スルモノ	何々	何……此旨相達候事
番外第号	諭達		何……此旨諭達候事
告第号			何……此旨告示候事
沖縄県何課報告第号			何……………

注：表中の空欄は「達番号書式」に記載がない部分である。

【表3】 『沖縄県日誌』所収沖縄県令達の年次別・類型別件数

年次	布達甲	達乙	達丙	達丁	達番外	達無号	達〔不明〕	告示	訓諭	番外告諭
明治13年	56	60	29		53	2				
明治14年	47	41	67		13	12				
明治15年	53	51	64		5	37		13	1	1
明治16年	28	18	33	27	11		1	16		
年次	番外諭告	番外諭達	番外無号	諭達無号	内訓無号	内達無号	庶務課報告	勸業課報告	衛生課報告	学務課報告
明治13年										
明治14年			1	1						
明治15年	2	1			3			2		
明治16年		4				2	2		1	1

注1：明治14年達丙第57号は正しくは達乙第47号、明治15年達丙第100号は正しくは布達甲である可能性があるが、上表ではそのまま集計した。

注2：「正誤」3件および「指令」は除外した。

【表4】 明治19年県令丙第1号「沖縄県庁則」附録第11式「県令文例」による令達類型

令達類型	令達類型の説明	宛先	結文例
沖縄県令甲号	全管内一般ニ周知セシムル者ヲ（沖縄県令）甲号〔ママ〕トス		何スヘシ（或ハ）何之通相定ム（スヘシ）
沖縄県令乙号	各役所連帯ニ達スル者ヲ（沖縄県令）乙号〔ママ〕トス	役所	何スヘシ（又ハ）之通相定ム
沖縄県令丙号	各部連帯ニ達スル者ヲ（沖縄県令丙号）トス	各部	何スヘシ（又ハ）之通相定ム
沖縄県令丁号	一部若クハ一課乃至一役所等ノ一部分ニ達スル者ヲ（沖縄県令丁号）トス	何々 達ヲ受クル衙名若クハ官氏名ヲ掲ク	何スヘシ（又ハ）之通相定
沖縄県訓令	内達若クハ一事件ノ処分方等ヲ達スル者ヲ（沖縄県訓令）トス	何々 達ヲ受クル衙名若クハ官氏名ヲ掲クヘシ	何スヘシ（又ハ）之通取計フヘシ（又ハ）心得ヘシ
沖縄県訓示	法律規則ノ精神等ヲ解キ明ス者ヲ（沖縄県訓示）トス	何々 達ヲ受クル衙名若クハ官氏名ヲ掲ク	何心得ヘシ（又ハ）何
沖縄県諭達	人民ノ迷誤ヲ理解シ或ハ思想ヲ喚起勸諭スル者ヲ（沖縄県諭達）トス		何心得ヘシ云々
沖縄県告示	一時ノ告示周知ニ止ルモノ〔ママ〕ヲ（沖縄県告示）トス		何
正誤	各令ノ正誤式		正誤／明治何年何月本県何第何号中何
報告	報告式		沖縄県第何部何課第何回報告／何

注：表中の空欄は「県令文例」に記載がない部分である。

【表5】 明治19年県令丙第17号により改正・追加された令達類型

令達類型	令達類型の説明	宛先	結文例
沖縄県訓令	一事件ノ処分方等ヲ達スル者ヲ（沖縄県訓令）トス	何々 達ヲ受クル衙名若クハ官氏名ヲ掲クヘシ	何スヘシ（又ハ）之通取計フヘシ（又ハ）心得ヘシ
沖縄県内訓	事ノ内密ヲ要スルカ又ハ特ニ役所長等ヘ指示スルモノ〔ママ〕ヲ（沖縄県内訓）トス	役所長殿	右内訓ス
沖縄県達	官吏一般ニ関スル件即チ儀式等ヲ達スルモノ〔ママ〕ヲ（沖縄県達）トス	〔官吏一般〕	、、、、

【表6】 明治39年版『沖縄県令達類纂』所収令達の年次別・令達類型別件数

年次	布達甲	達乙	達丙	達丁	番外	達無号	告示	達	達甲	達乙	達丙	達丁	達己	県令甲	県令乙	県令丁	訓令	訓示	論達	内訓	県令	論告	庁達	諭示	訓令甲	訓令乙	その他	合計	
明治12年	10	5	2	1	4																							22	
明治13年	15	9	3	1	1																							28	
明治14年	6	3	5		5																							19	
明治15年	4	2	2		1																							9	
明治16年	3	3	1	1	1																							9	
明治17年	6	5	2	2																								15	
明治18年	12	8	3		1		2																					26	
明治19年	3	7	1		1			1						2														14	
明治20年		2		1					3					3		1	4	1										15	
明治21年		3	1				4		2				3	6	2	2												23	
明治22年		1	5	1			6		5				2	6		3	1	1										31	
明治23年		2	1				6		3	2			1	3	2	4												25	
明治24年		1					2		7					1	1	10	1											24	
明治25年		1					2		2					1	1	10	4											21	
明治26年							2									11												19	
明治27年																18	1	3										22	
明治28年							3									17	6											26	
明治29年							4									17	7											28	
明治30年							4									19	1	1										25	
明治31年							4									30	13											47	
明治32年							6									32	5	14					2					61	
明治33年							5									32	4	25					6	1				76	
明治34年							4									23	3	12					4	1				47	
明治35年							7									3	1	7					3			9	10	40	
明治36年							5	2								2	3	20					1			5	17	55	
明治37年							1																2			27	13	58	
明治38年							1																			14	12	※①	40
合計	59	52	26	6	12	1	68	3	22	2	6	21	5	21	5	1	237	1	3	24	143	6	12	2	55	52	6	825	

注：県令丙は収録されていない。

※「小学校教科用図書表」。

【表7】 明治44年版『沖縄県令達類纂』所収令達の年次別・令達類型別件数

年次	布達甲	達乙	達丙	達丁	番外	達無号	告示	達	達甲	達戊	達己	県令甲	県令乙	県令丁	訓令	諭達	内訓	県令	諭告	庁達	諭示	訓令甲	訓令乙	その他	合計
明治12年	7	1		1	3																				12
明治13年	6	2	3		1																				12
明治14年	2	1	3		1																				7
明治15年	3	1	2			1																			7
明治16年	2	2		1	1																				6
明治17年	4	4	1																						9
明治18年	7	4	3				2																		16
明治19年		3	1					1				2													7
明治20年		2		1					2			1		1	3	1									11
明治21年		1	1				5		2		3	5			1										18
明治22年			3				2			2	2	3			2										12
明治23年		1	1				6		3	2	1	3	2		3			1							23
明治24年		1					1		5			1			9			1							18
明治25年		1					2		2						10		2	2							19
明治26年															5			3							8
明治27年															14		1	3							18
明治28年							3								10			3							16
明治29年							3								11			2							16
明治30年							1								11		1								13
明治31年							3								18		1	3							25
明治32年							4								26		5	7		2					46
明治33年							5								21		4	17		5		1			57
明治34年							3								18		2	7		1		1			32
明治35年							6								2		1	3	3				8	8	31
明治36年							3										3	16	1				5	9	37
明治37年																	5	10	2				26	9	52
明治38年																	1	7					8	9	25
明治39年							3											14	1				5	3	26
明治40年							2										1	9					6	5	23
明治41年							7											21	2				26	10	66
明治42年							16										2	25					28	19	90
明治43年							7	1										15	2				25	13	63
明治44年							4											8					6	10	28
合計	31	24	18	3	6	1	88	2	14	2	6	15	2	1	164	1	29	177	11	8	2	143	95	6	849

注：県令丙は収録されていない。

【表8】 明治44年訓令乙第70号「沖縄県庁処務細則」による令達類型

令達類型	令達類型の説明	令達の文例
県令	管内一般若クハ一部ニ命令スルモノ	例ノ一／何々(スヘシ) (左ノ通定ム)／何々／第一条何々／第二条何々 [例ノ二以下省略]
告示	管内一般若クハ一部ニ公示スルモノ	何々 (ス) (セラル) (セラレタリ) (アリタリ) (スヘシ) (左ノ通定ム) / (何々/何々、、、、)
諭告	管内一般若クハ一部ニ諭示スルモノ	何々
訓令	(甲) (乙)庁中又ハ所属官公署長ニ対シ指揮命令スルモノ / 甲ハ公報ニ掲載スルモノ乙ハ公報ニ掲載セサルモノ	何々 (スヘシ) (左ノ通定ム) / (何々/何々、、、、) 【宛先：庁中一般/知事官房/何部/郡役所/島庁/警察署/警察分署/区役所/町村役場/何々】
内訓	庁中又ハ所属官公署長ニ対シ機密ノ事項ヲ指揮命令スルモノ	何々/右内訓ス
庁達	庁中一般又ハ一部分ニ命令スルモノ	何々 【宛先：庁中一般 (何部) / (収入官吏何官何ノ誰) / (何郡何町村) / (何々)】
達	社寺議会社其ノ他団体又ハ個人ニ命令スルモノ	
指令	所属官公署学校又ハ個人ノ申請ニ対シ命令スルモノ 【宛先：郡役所 (島庁) / (区役所) (町村役場) / (何某)】	年月日付 (第何号) (何々願) (上申) ノ件 (某法令第何条ニ依リ) (許可) (認可) (聴許) ス (シ難シ) (年月日付第何号何何々スヘシ) (何ノ通) (左ノ通心得ヘシ) / (何々、、、、)

【表9】 大正13年訓令乙第8号「公文書式文例」(昭和14年訓令乙第110号による改正後)による令達類型

令達類型	令達類型の説明	令達の文例
県令	管内一般若クハ一部ニ命令スルモノ	例ノ一／何々[スヘシ] [左ノ通定ム]／何々／第一条 何々／第二条 何々 / (例ノ二以下省略)
条例	府県制第三条ノ二ノ規定ニ依リ設クルモノ	制定改廃ハ県令ノ文例ニ拠ル
規則	府県制第三条ノ二第二項ノ規定ニ依リ設クルモノ	同 上
告示	管内一般若クハ一部ニ告示スルモノ	何々 [ス] [セラル] [セラレタリ] [アリタリ] [スヘシ] [左ノ通り定ム] / [何々] / 何、、、
諭告	管内一般若クハ一部ニ諭告スルモノ	何々
訓令	[甲] [乙]庁中又ハ所属官公署長ニ対シ指揮命令スルモノ / 甲ハ公報ニ掲載スルモノ乙ハ公報ニ掲載セサルモノ	何々 [スヘシ] [左ノ通定ム] / [何々] / 何々、、、、 【宛先：庁中一般/知事官房/何部/支庁/警察署/市役所/町村役場/何々】
内訓	庁中又ハ所属官公署長ニ対シ機密事項ヲ指揮命令スルモノ	何々、、、セラルヘシ [、、、] / 右内訓ス
庁達	庁中一般又ハ一部分ニ命令スルモノ	何々、、、
達	社寺、県会県参事会、会社其他団体又ハ個人ニ命令スルモノ	【宛先：[庁中一般 (部)] / [何市何町村] / [何々]】
指令	所属官公署学校又ハ個人ノ申請ニ対シ命令スルモノ 【宛先：支庁長市長町村長/何市町村字/何某/外何名】	年月日付 [第何号] [何々願] [上申] ノ件 [許可] [許可 [ママ]] [認許] ス [シ難シ] [年月日付第何号何何々ノ件何々スヘシ] [何通] [左ノ通心得ヘシ] / 何々、、、、

【表10】「宮古嶋役所處務規程」第五号式「結文例」中の「管内下達」の類型

類 型	説 明	結文例
甲第 号	人民直達ニシテ管内周知スベキトキニ用ユ	此旨公告ス
乙第 号	蔵元番所連帯ニ達スルトキニ用ユ	此旨通達ス
丙第 号	各科蔵元番所小学校等ノ一部又ハ二三部ニ達スルトキニ用ユ	全 申達ス
告第 号	管内周知スヘキモノニシテ一時ノ告知ニ止マルトキニ用ユ	全 告示ス

資料：八重山島役所『役所達 [明治19年～25年]』(琉球大学附属図書館所蔵複製資料「八重山島資料57」) 所収「役所事務章程更正ノ儀」(明治24年7月29日丙第5号)の添付文書「宮古嶋役所處務規程」(年月日不詳)による。